

令和5年度第2回千葉県図書館協議会 次第

日 時 令和5年11月7日（火）

午後2時から

場 所 千葉県立西部図書館研修室

1 開 会

2 第37期図書館協議会委員紹介

3 出席職員紹介

4 議長、副議長選出

5 議長あいさつ

6 議 事

(1) 千葉県立（中央・西部・東部）図書館について～役割及び現状～（報告）

- ・ 県立図書館の役割
- ・ 千葉県立図書館3館の現状
- ・ 千葉県立図書館行動計画の進捗状況

(2) 新千葉県立図書館・県文書館複合施設整備事業の進捗状況について（報告）

- ・ 新施設の立地環境について
- ・ 建築工事基本設計の概要

(3) 千葉県読書バリアフリー推進計画について（報告）

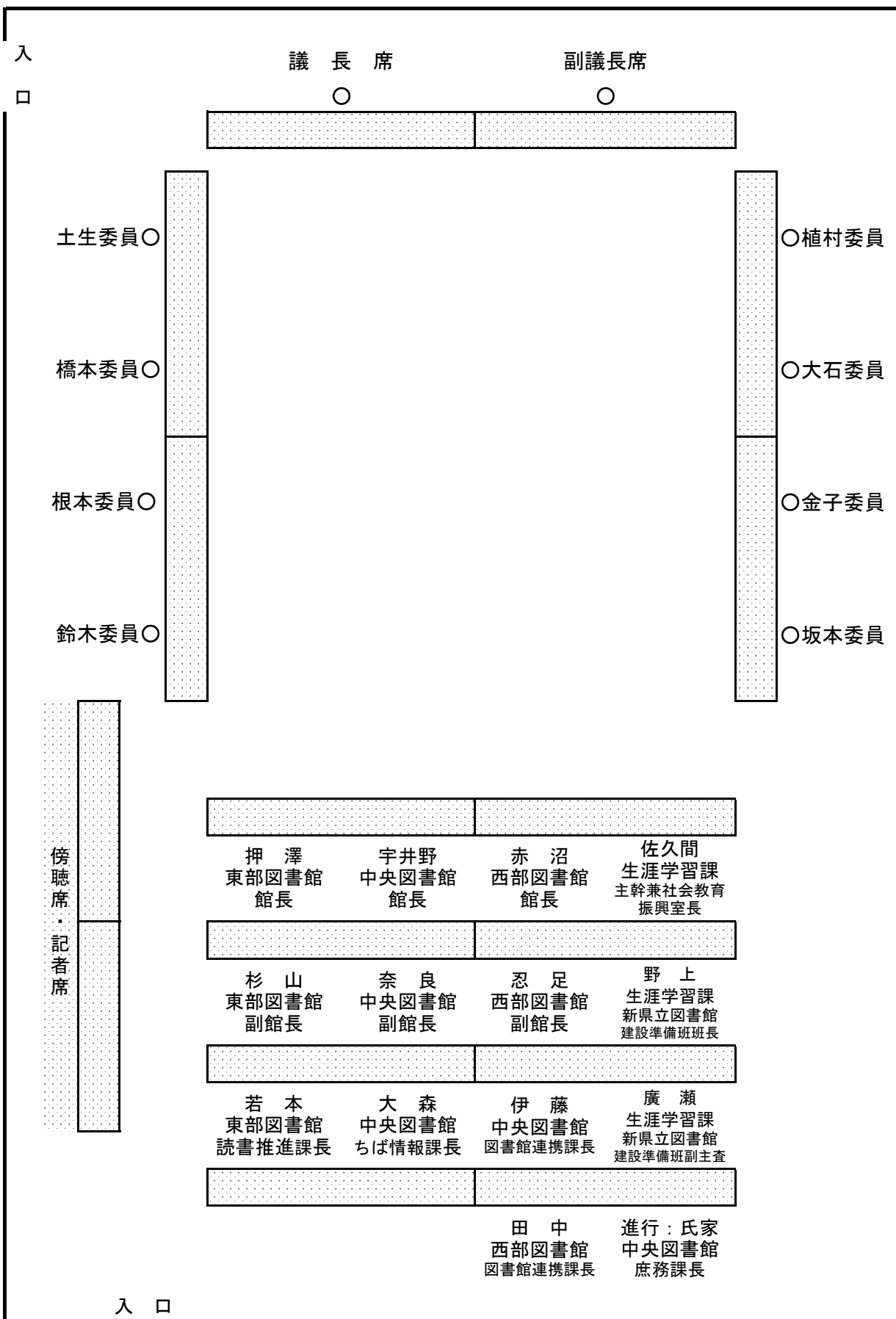
(4) 千葉県立図書館サービス計画（素案）について（協議）

(5) その他

7 その他

8 閉 会

令和5年度第2回千葉県図書館協議会 座席表



千葉県図書館協議会委員名簿（第37期）

任期 令和5年7月22日～令和7年7月21日

No.	氏 名	所 属 等
1	伊藤 明美 <small>いとう あけみ</small>	千葉大学非常勤講師 (社会福祉法人芳雄会図書顧問・司書)
2	植村 八潮 <small>うえむら やしお</small>	専修大学文学部教授
3	大石 由香 <small>おおいし ゆか</small>	山武市松尾図書館長 (千葉県公共図書館協会理事)
4	金子 和男 <small>かねこ かずお</small>	千葉県立松戸南高等学校長 (千葉県高等学校教育研究会学校図書館部会副部長)
5	坂本 知子 <small>さかもと ともこ</small>	千葉県PTA連絡協議会副会長
6	鈴木 宏子 <small>すずき ひろこ</small>	前千葉大学附属図書館利用支援企画課長
7	根本 彰 <small>ねもと あきら</small>	東京大学名誉教授
8	橋本 房子 <small>はしもと ふさこ</small>	千葉県特別支援学校PTA連合会副会長
9	土生こずえ <small>はぶ こずえ</small>	木更津市立八幡台小学校長 (千葉県教育研究会学校図書館教育部会副副会長)
10	間部 豊 <small>まべ ゆたか</small>	帝京平成大学人文社会学部准教授

所属：令和5年7月22日現在【敬称略五十音順】

○千葉県図書館協議会関係条例・規則

教育機関設置条例（抜粋）（昭和三十二年四月一日条例第四号）

（図書館協議会）

第五条 図書館に図書館協議会を置く。

2 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

3 前項の委員の定数は、十人以内とする。

4 第二項の委員の任期は二年とし、欠員の生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前三項に定めるもののほか、図書館協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、千葉県教育委員会が定める。

図書館協議会会議運営規則（昭和三十二年八月三十一日教育委員会規則第十号）

第一条 図書館協議会会議（以下「会議」という。）には、委員の互選による議長及び副議長一人を置くものとする。

第二条 議長及び副議長の任期は二年とする。

第三条 議長は会議を主宰する。

第四条 副議長は、議長を助け、議長に事故あるときは、その職務を行う。

第五条 会議は、議長が招集する。

第六条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議決は、出席者の過半数で決める。

第七条 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、議長が、あらかじめこれを通知しなければならない。

第八条 招集は、開会の日前、七日までに、これを通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

第九条 会議は、定例会及び臨時会とする。

第十条 定例会は、年三回以上これを招集しなければならない。

第十一条 臨時会は、必要がある場合においてその事件に限りこれを招集する。

第十二条 会議招集の通知後に急を要する事件があるときは、第七条の規定にかかわらず、直ちに、これを会議に付議することができる。

第十三条 関係職員は、会議に出席して意見をのべることができる。

第十四条 この規定に定めるもののほか、会議に必要な事項は別にこれを定める。

第十五条 会議に関する庶務は千葉県立中央図書館で行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十二年四月一日教育委員会規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

令和5年度千葉県立図書館各館長等一覧

中央図書館	西部図書館	東部図書館
館長 ウイノ テツオ 宇井野 哲男	館長 アカヌマ テサト 赤沼 知里	館長 オシザワ ヒロコ 押澤 裕子
副館長 ナラ シンイチロウ 奈良伸一郎	副館長 資料管理課長 事務取扱 オシダリ テツヤ 忍 足 哲也	副館長 資料管理課長 事務取扱 スギヤマ ユウコ 杉山 裕子
庶務課長 ウシジマ マナ 氏家 麻奈	庶務課長 マツイ シンイチ 松井 真一	庶務課長 カトリ マサアキ 香取 雅昭
読書推進課長 ナカダ エミ 中田 江美	読書推進課長 ヒラツカ アキコ 平塚 明子	読書推進課長 ワカモト トモコ 若本 朋子
資料管理課長 ナカノ アキコ 中野 晶子	資料管理課長	資料管理課長
ちば情報課長 オオモリ サヤカ 大森 明香		
図書館連携課長 イトウ タカシ 伊藤 孝	図書館連携課長 タナカ マサミ 田中 雅美	図書館連携課長 イトウ ケンジ 伊藤 健司

県立図書館の役割 ～ 市町村立図書館との違い ～



県 民



市町村立図書館



県立高等学校・
特別支援学校



行政機関

県立図書館の役割

直接支援

- ・ 調査、相談
- ・ 課題解決
- ・ 読 書
- ・ 調査方法
- ・ 資料貸出
- ・ 遠隔サービス

市町村支援

- ・ 資料提供
- ・ 相互貸借を支える
物流確保
- ・ 協力レファレンス
- ・ 運営相談
- ・ 人材育成
- ・ 情報提供
- ・ 講師派遣
- ・ 読書会

学校支援

- ・ 資料提供
- ・ 講師派遣
- ・ 読み聞かせ指導

行政支援

- ・ 企画・政策支援
- ・ 調査・相談
- ・ 調査方法
- ・ 資料提供
- ・ 情報提供

収集資料の相違

県立図書館



- ・ 専門書中心
- ・ 図書の複本購入はしない
- ・ 県の地域行政資料
- ・ 原則、長期保存

市町村立図書館



- ・ 読み物や実用書中心
- ・ 利用の多いものは複本購入
- ・ 地元市町村の地域行政資料
- ・ 蔵書の計画的な廃棄
(収集能力の範囲内で蔵書を維持)

【資料 2】

千葉県立図書館 3 館の現状について

関連計画一覧

千葉県教育委員会ホームページ掲載

- ・ 千葉県立図書館基本構想（平成30年 1 月千葉県教育委員会策定）
- ・ 新たな知の拠点づくりへの提言
（平成30年10月新たな「知の拠点」づくり有識者検討会議）
- ・ 新千葉県立図書館等複合施設基本計画
（令和元年 8 月千葉県・千葉県教育委員会策定）
- ・ 新千葉県立図書館・県文書館複合施設整備計画
（令和 3 年 8 月千葉県・千葉県教育委員会策定）
- ・ 新千葉県立図書館・県文書館複合施設建築工事基本設計
（令和 5 年 8 月千葉県・千葉県教育委員会）
- ・ 千葉県子どもの読書活動推進計画（第 4 次）
（令和 2 年 2 月千葉県教育委員会策定）
- ・ 千葉県読書バリアフリー推進計画
（令和 5 年 3 月千葉県・千葉県教育委員会策定）

千葉県立図書館行動計画(令和3～5年度)進捗状況(令和5年9月末現在)

【資料3】

	重点項目	主な取組	スケジュール			主な取組の進捗状況(今後の見直し含む)	評価指標	目標値	実績値		
			R3	R4	R5				R5	R4	
1	図書館ネットワークの発展	(1) 市町村立図書館等への支援の強化	【市町村立図書館等への貸出し、相談事業等の推進】 ・市町村立図書館等を通じた貸出しについて広報を進める。 ・毎年全市町村を訪問し、図書館の運営等についての調査相談を行うとともに、電話やメール等を通じた相談を随時行う。	▶	▶	▶	・市町村立図書館等を通じた貸出しについて、市町村立図書館等の窓口での案内に使用できる広報物を年度内に配布予定。 ・全市町村を訪問し、各図書館の課題について運営相談を行った。中央:1回目23箇所実施、2回目7箇所実施予定、延べ30箇所実施予定。西部:11箇所実施予定。東部:1回目18箇所実施、2回目18箇所実施予定、延べ36箇所実施予定。また、電話やメール等を通じた相談も随時実施した。 ・3館それぞれ相互協力担当者会議を4月～5月に開催し、相互協力業務の確認や情報交換を行った。	市町村立図書館等への貸出冊数	75,000	33,462	69,949
			【新館における物流体制の検討】 ・現状の課題について市町村立図書館等に運営相談を通じて聴取するとともに、全県でアンケートを実施し、新館整備に向けて検討を進める。	▷	▷	▷	・1館集約後の物流体制について、令和4年12月に連携課長会議を開催し、検討を行った。また、物流担当者で県内アンケートについて検討を行った。 ・県立図書館資料の受取・返却場所の拡張の可能性について電算システム検討の参考とするため、令和5年2月に県内市町村立図書館等へアンケートを実施した。「千葉県立図書館システム導入に関する情報提供依頼(RFI)」で、電算システム面についての情報収集を行っている。	市町村立図書館等の運営相談件数	120	115	230
			【県内最後の1冊保存体制の検討】 ・先行する図書館や団体等に個別調査を行う。 ・課題等について市町村立図書館等と情報交換を進め、県内の保存体制のモデル案を検討する。 ・市町村立図書館等が最後の1冊を確認できるよう今後の電算システムに盛り込む機能を検討する。	▷	▷	▷	・国内の先行事例等の調査は、更なる文献調査に代えて実施した。 ・10月に県内市町村立図書館等への意見聴取を実施予定。 ・3月に実施した電算システムの更新では機器更新のみとなったため、次期の電算システムで検出機能を盛り込む予定。				
2	図書館職員資質向上	(1) 図書館職員研修センター機能の強化	【経験別、分野別研修の実施】 ・研修結果の分析をし、研修プログラムの充実を図る。	▶	▶	▶	・経験別研修として新任職員、中堅職員、分野別研修として児童、レファレンス、障害者、学校図書館運営、課題解決支援、地域行政、大学連携の各研修会を実施している。 ・各研修時のアンケート結果を分析し、課題の整理を進めている。	研修受講者の満足度	94.5%	87.8%	93.0%
			【研修機会の拡充】 ・開催方法を検討し、遠隔開催や地域別開催を実施する。	▶	▶	▶	・会場集合実施のほか、会場と遠隔(ライブ配信・アーカイブ配信)を併用する形での実施など、内容や規模に応じた方法で研修会を実施している。				
			【研修内容のアーカイブ化】 ・国内の事例等について調査し、課題等の洗い出しを行う。	▷	▷	▷	・研修内容のアーカイブ化(ホームページでの公表等)について、他県等に対する調査項目など検討した。また、研修内容や事業報告については、ホームページでの公表を開始している。				
3	子どもの読書活動の推進	(1) 地域の子どもの読書環境整備の推進	【児童資料の研究支援の推進】 ・児童文学研究や子どもの読書に関する活動に役立つ資料を揃え、子どもと児童文化に関する情報を蓄積するとともに、調査研究活動を支援するツールを提供する。	▶	▶	▶	・児童資料研究書の収集を継続するとともに、児童資料室内で展示を行い、利用促進を図っている。	地域の子どもの読書活動の推進に資する刊行物	2	1	2
			【子育て支援情報サービスの推進】 ・子育てに資する図書等を収集するとともに、県関係機関と連携しながら子育て支援情報の発信を進める。	▶	▶	▶	・子育て支援関連資料の収集を継続している。5年度9月末までの受入資料は13点。 ・「図書館から世界が見える」で、子育て支援に関連するテーマ「子どもの読書活動推進計画」を公開した。				
			【児童書の網羅的収集の検討】 ・市町村立図書館等が児童書を購入する際の参考となるような収集方法について、国内の先行事例等を参考に方法を検討する。	▷	▷	▷	・令和4年度の山口県立山口図書館と滋賀県立図書館の訪問調査の結果を分析し、事業化の検討を進めている。				
			【新しいサービスの研究開発】 ・図書館利用の困難な子どもや保護者について、実態把握に努め、利用支援方法を検討する。 ・ヤングアダルト(ティーンズ)サービスの全県でのサービス充実を目指す方策を検討する。 ・地域の子どもの読書活動の推進に資する刊行物を発行する。	▷	▷	▶	・ヤングアダルト(ティーンズ)サービスについては、県内公立図書館、県立高等学校、市町村立中学校にサービスの取り組み状況やニーズを把握するため、アンケートを実施した。 ・令和3年度に創刊した『子どもの読書活動推進センター通信』の第4号を令和5年8月に発行した。今年度中に第5号を発行する予定である。				
		(2) 学校図書館への支援の強化	【県立学校等への貸出し、相談事業等の充実】 ・県立学校等の相互貸借について実態調査を進め、ニーズを把握するとともに、未登録校への広報活動を実施する。	▶	▶	▶	・管内の未登録校へ事業説明を行い、新規登録及び利用促進のためサービス案内文書を送付した(中央)。 ・管内の高校に対し、新規登録及び利用促進のためサービス案内文書を送付した(西部)。 ・運営相談の実施(西部:訪問運営相談を調整中。東部:25校訪問、3校訪問予定)。 ・高校へ運営相談や読み聞かせ講座で訪問した際に、学校図書館の実態とニーズの把握に努めた。また、学校側のニーズを知るため、令和5年3月にアンケートを実施した。 ・学校図書館研修会を実施し、学校図書館担当職員の管理・運営・技能の向上を図った(東部)。	県立学校等への貸出冊数	31,000	8,792	18,724
【学校貸出セットの充実】 ・貸出セットについて、内容の検討及び整備を推進する。 ・要望の多い貸出セットを調査、把握し必要性の高いものの重複購入を進める。	▶		▶	▶	・要望の多い貸出セットや改訂が必要なセットについて調査検討し、令和5年度は「修学旅行」を新規整備・改定するとともに、「進路総合」「職業案内」「業界・企業情報」「就職活動」の改訂を行った。 ・令和5年度更新のお知らせと新たな案内をホームページ及び県教委NEWS10月1号に掲載した。	学校貸出セットの新規整備・改訂数	10	12	10		
【生徒向け読み聞かせ講座、図書館活用講座等の実施】 ・生徒向け読み聞かせ講座、図書館活用講座等を実施する。	▶		▶	▶	・生徒向け読み聞かせ講座について、募集を行ったところ上限の7校を超える申し込みがあった。4校に実施し、今後3校に実施予定。そのほか、「世界とふれあうおはなし会」のため1校に実施する予定。						
【市町村立図書館等と小中学校との連携への支援】 ・市町村立図書館等と小中学校との連携状況を調査する。 ・小中学校支援モデル事業として貸出セットの作成を検討する。 ・図書館未設置市町村等が小中学校との連携を推進できるよう、資料の支援を行う。	▶		▶	▶	・図書館運営相談を行い、市町村立図書館等と小中学校の連携状況を把握している。 ・令和5年度は小学校国語科において、学習指導要領で示されている「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」の3領域に分けてリストを作成している。 ・図書館未設置市町村への訪問時に小中学校の教科指導で使える教科書単元・テーマ別資料リストとその図書見本を持参し、管内小中学校等への周知を依頼している。小中学校への資料貸出の傾向を把握するとともに、市町村立図書館等読書施設での資料購入(選書)の支援をしていく。						
【特別支援学校への読書支援の充実】 ・学校訪問等でニーズと支援方法を探り、読書支援を継続、推進する。	▶		▶	▶	・特別支援学校への訪問、絵本の読みかきかせを中心とした「おはなし会」や運営相談を実施。その際、未登録校には登録方法を案内し利用促進を図る。 ・中央図書館では、6校を訪問しおはなし会・講座等を実施した。今後6校訪問予定。 ・西部図書館では2校に訪問し、おはなし会を1回実施し、1校に運営相談を実施した。今後8校訪問予定。また、管内の特別支援学校に対し、新規登録及び利用促進のためサービス案内文書を送付した。 ・東部図書館では今後6校に訪問し、おはなし会を実施予定。						
【探究学習支援への対応】 ・教科書単元・テーマ別資料リストについて、順次内容の追加・改訂を進めるとともに、市町村立図書館等を通じて周知を図る。 ・図書館を使った授業等についての情報発信を進める。 ・探究学習についての利用支援方法を検討する。	▶	▶	▶	・運営相談時に小中学校の教科指導で使える教科書単元・テーマ別資料リストを更新したものとその図書見本を持参し、管内小中学校等への周知を依頼した。令和5年度は既存の教科書単元・テーマ別資料リストの他に、小学校国語科の3領域別の各学年リストを作成中。 ・「教科書単元・テーマ別資料リストを使った授業レポート」や「本を使った授業レポート」を紹介し、情報発信をしている。 ・探究学習についての利用支援方法の検討について、令和5年度は「高校生向け調べ方案内(バスマインダー)」を更新する。							

	重点項目	主な取組	スケジュール			主な取組の進捗状況(今後の見直し含む)	評価指標	目標値	実績値	実績値	
			R3	R4	R5				R5	R4	
4	課題解決支援図書館	(1) 課題解決支援、調査研究機能の強化	【課題解決支援サービスの充実】 ・法律情報支援サービス、医療情報支援サービス、シニア支援情報サービス等を推進する。 ・行政課題等の解決に資する資料を収集、提供する。	▶	▶	▶	・開催講座:くらしに役立つ法律・判例情報講座(中央9月)、はつらつライフ講座(東部9月) ・開催予定講座:法情報データベースの講習会(中央11月)、音読教室(東部、年3回予定、今年度新規) ・パスファインダーについては、1件発行した。	パスファインダー及び「図書館から世界(ニュース)が見える」発行件数	15	3 (20.0)	17 (113.3)
			【レファレンス事例の一般公開】 ・国立国会図書館レファレンス協同データベースへのデータ提供を進める。	▶	▶	▶	・レファレンス協同データベースに事例を1件(千葉県関係は5-(1)に別掲)登録した。				
			【県民向け講座の実施】 ・図書館活用講座、データベース活用講座等を実施する。	▶	▶	▶	・各館の特長を活かし、法律、科学、文学等の県民向け講座を開催している。 開催講座:菜の花ライブラリー活用講座(中央6月)、データベース活用講座(新聞雑誌記事検索、中央7月)、くらしに役立つ法律・判例情報講座(中央9月)、はつらつライフ講座(東部9月)、文学講座(東部6月) 開催予定講座:サイエンス・カフェ(西部)、歴史講座(東部10月)				
			【時事問題等に関する情報提供サービスの実施】 ・時事問題や地域の課題等に関する資料の紹介、ブックリストやリンク集等の作成、提供を行う。	▶	▶	▶	・「図書館から世界(ニュース)が見える」を合計2号刊行した。(千葉県関係は5-(1)に別掲) ・資料展示に合わせるなどしてブックリスト計9件を作成した。				
			【電子書籍の導入の検討】 ・電子書籍について費用も含めた導入の検討を進める。	▷	▷	▷	他県の導入館から収集した情報を参考に検討を進め、令和6年度の導入を想定し、当初予算要求を行った。視覚障害者等の読書環境の整備、来館が困難な県民の非来館サービス、学校の読書環境・探求学習の充実、デジタル資料による調査研究機能の拡充等を図ることを目的とし、利用者のニーズに対応できるよう、導入時にある程度のタイトル数が揃えられる予算額で要求を行った。				
			【新館整備に向けた資料管理の検討】 ・引き続き重複図書、雑誌の除籍を進める。 ・各館で別々に所蔵している雑誌の書誌統合を進める。 ・電子書籍の収集等、新館を見越した資料の収集、整理方法について検討を進める。	▷	▷	▷	・引き続き重複図書、雑誌の除籍を進めている。 ・各館で別々に所蔵している雑誌については、所蔵状態及び書誌を確認している。確認を終えたものから書誌統合を進める予定である。 ・電子書籍を導入するための予算要求を行った。運用に向けたサービスを検討中。新館を見越したその他の資料の収集、整理方法については市場の動向に注視しながら検討を進める。 ・昨年度作成した新館に向けた整理方法の統一案の検討を継続して進めている。				
5	千葉県に関する資料や情報の蓄積・継承	(1) 千葉県関係資料の計画的な収集整備、保存及び情報発信の推進	【千葉県関係資料の網羅的収集】 ・官公庁や関係部署へ情報収集をし、寄贈資料の収集に努める。また、インターネットでの提供に移行した資料についても、漏れのないように収集する。 ・インターネットや新聞記事等で出版情報を幅広く集め受入に繋げる。	▷	▷	▷	・千葉県関係資料の9月末現在の3館の収集状況は以下のとおり。 中央は購入61冊、寄贈902冊、合計722冊。西部は購入14冊、寄贈85冊、合計99冊。東部は購入16冊、寄贈1冊、合計17冊。 ・網羅的収集については、連携協力を進める図書館とも調整をしながら検討していく。	千葉県に関する情報発信件数(レファレンス事例、パスファインダー、テーマ別リスト、「図書館から世界(ニュース)が見える」等作成件数)	40	25 (62.5)	44 (110.0)
			【千葉県関係の情報検索ツールの充実】 ・国立国会図書館レファレンス協同データベースへのデータ提供や新聞雑誌記事索引、人名索引、デジタルアーカイブ、パスファインダー、テーマ別リスト、目次情報など、千葉県関係の情報に到達しやすい環境を整備する。	▶	▶	▶	・千葉県関係として国立国会図書館レファレンス協同データベースに11件登録した。「図書館から世界(ニュース)が見える」1件、テーマ別リストを11件を作成した。また、東部図書館では6月、Twitter(現X)にて千葉県クイズを発信し、9月、房総文学カード(第1弾5種類)を作成して配布した。 ・索引、目次情報の整備を継続している。				
			【千葉県資料のデジタル化】 ・地図や郷土誌、県が編集発行した行政資料など計画的にデジタル化を進める。	▶	▶	▶	・発行年の古い資料、県立図書館や県内図書館が発行した資料等をデジタル化し、菜の花ライブラリーで公開する予定である。				
			【インターネット上の地域行政資料の動向等調査】 ・ポーンデジタル資料の収集やオープンデータの活用など、国内の動向について調査を行う。	▷	▷	▷	・ポーンデジタル資料をプリントアウトし、中央194冊(逐次刊行物28タイトル194号分)、西部46冊(逐次刊行物6タイトル46号分)、東部7冊(逐次刊行物2タイトル7号分)を収集した。 ・国内の動向等の調査については、調査手法や内容について検討を進めていく。				
6	知の創造と循環を生み出す公共の場	(1) 博物館など関係機関との連携の推進	【関係機関と連携した事業の実施】 ・博物館や文書館、さわやかちば県民プラザ等と連携して、展示、講座等を実施する。 ・関係機関が実施する講座等へ、職員を講師として派遣する。	▶	▶	▶	・中央図書館と西部図書館 中央博物館の巡回展「関東大震災から100年-災害の記憶を未来に伝える-」の会場となり、展示を実施している。 ・西部図書館と東部図書館 中央博物館の「写真で見るとちばのあゆみ」パネル巡回展の巡回先となり、展示を実施している。「世界アルツハイマーデー」に合わせ健康福祉部高齢者福祉課と連携し、資料の展示、リーフレット配布及びTwitter、HPでの資料紹介を実施している。 ・中央図書館 房総のむらの実施事業「むらの縁日・夕涼み」において、子ども・親子向けの特別イベントとしておはなし会を実施した。中央博物館特別展「よみがえるチバニアン期の古生物」の期間中「チバニアンと千葉の地層・化石」の展示を行うとともに、中央博物館のおはなし会で関連資料の読み聞かせや紹介を行った。「くらしに役立つ法律・判例情報講座」では、法テラス千葉法律事務所から講師を招いた。千葉県立社会教育施設等(文書館・中央博物館・さわやかちば県民プラザ・図書館)の事業連携に関する意見交換会を実施した。 ・西部図書館 ちばの食育月間に農林水産部安全農業推進課と共同流通販売課、千葉県観光物産協会と連携し、資料の展示、パンフレット類配布及びTwitter、HPでの資料紹介を実施した。現代産業科学館「伝えたい千葉の産業技術100選」からテーマを選び、借用した紹介パネルとともに関連資料を展示している。千葉県立中央博物館から講師を迎え、「サイエンス・カフェ(講演)」を開催する予定である。 ・東部図書館 県立美術館と連携し、「レトロ絵葉書」「高村光太郎生誕140周年」をテーマに展示を実施した。農林水産部安全農業推進課と連携し、ちばの食育月間にミニ展示を実施した。旭市教育委員会と連携し、旭ふるさと芸文賞の募集に合わせ、創作入門等の資料展示を実施している。一宮町教育委員会・県観光協会・中央博物館・東京大学千葉演習林から画像を借用して房総文学カードを作成し、配布した。「はつらつライフ講座」には、千葉県金融広報委員会から講師を招いた。「歴史講座」には、文書館から講師を招く予定である。	連携事業の実施回数	15	15 (100.0)	18 (120.0)
			【関係機関との連絡調整会議の実施】 ・博物館や文書館、さわやかちば県民プラザ等関係機関との情報共有を進める。	▶	▶	▶	・中央博物館、文書館、さわやかちば県民プラザの担当者との間で連携事業等について、5月25日に意見交換会を実施した。12月頃2回目を実施する予定である。				
		(2) 図書館利用が困難な人々へのサービスの充実	【障害者用コンテンツの充実】 ・点訳絵本、録音図書、テキストデータ等の作成を進める。 ・サビエ図書館や国立国会図書館等と連携し、所蔵資料の書誌登録や作成データの提供を推進する。	▶	▶	▶	・点訳絵本は2タイトル製作予定。録音図書は2タイトル製作し、国会図書館へデータ提供した。今後も製作予定である。テキストデータについては随時製作し、9月末までに12件製作した。	障害者サービス・多文化サービス関連のコンテンツの作成数	25	14 (56.0)	38 (152.0)
【障害者サービスの普及】 ・県内図書館向け研修や県民向け講座等を充実する。 ・遠隔対面朗読等インターネット等を活用したサービスや県内図書館等との連携を強化する。	▶		▶	▶	・開催講座・研修会:読書バリアフリー講座(中央)障害者サービス研修会(2回)(西部) ・開催予定講座・研修会:サビエ図書館活用講座(中央)図書館音訳者養成講座(中央)読書バリアフリー講座(東部) ・対面朗読(うち遠隔10回)を実施した。						
【新しいサービスの研究開発】 ・多言語・多文化社会や発達障害者への対応など新しいサービスの研究開発を進める。	▷		▷	▷	・多言語・多文化に対応したサービスの参考とするため、令和4年度に実施した県外先進館の視察やアンケート、ニーズ調査を受け、効果的な方策がないか等について検討している。						
(3) 情報発信機能の強化	【積極的な広報・PRの推進】 ・ホームページやツイッターによる発信に努めるとともに、ブランディングについて研究を進める。	▷	▷	▶	・展示・イベント等の情報をホームページで発信するとともに、X(旧ツイッター)では時宜にあわせた資料紹介等を行っている。 ・令和3年12月17日にブランディングの研修を実施(県立3館の職員48名参加)。令和4年度は県立図書館に適した形での実施を検証するため、中央図書館広報委員会でブランディングを試行。本年度は、新県立図書館・県文書館に向けたブランディングについて検討をしている。 ・令和6年3月に県立図書館100周年を迎えるにあたり、記念事業の準備を進めており、一部事業を開始した。	ツイッターの発信件数	360	235 (65.3)	452 (125.6)		

※令和3～5年度の各年度とも目標値を目指す。

※スケジュール凡例

▷: 検討段階

▶: 実施段階

※()は進捗率

新施設の立地環境について

1 周辺の配置



<交通手段>

■ 鉄道

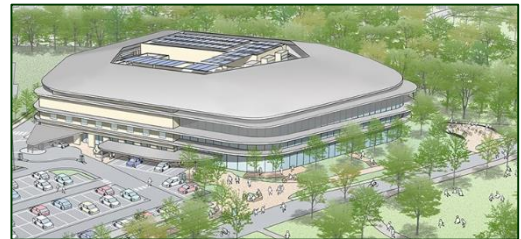
- ・京成千葉寺駅から徒歩 20 分
- ・千葉駅からバスで「中央博物館」で下車し徒歩 10 分
- ・蘇我駅・千葉寺駅からバスで「中央博物館」で下車し徒歩約 9 分

■ 自動車

- ・千葉東金有料道路千葉東ICより約6分
- ・京葉道路松ヶ丘ICを降り約 10 分

2 公園内の配置

新千葉県立図書館・県文書館複合施設



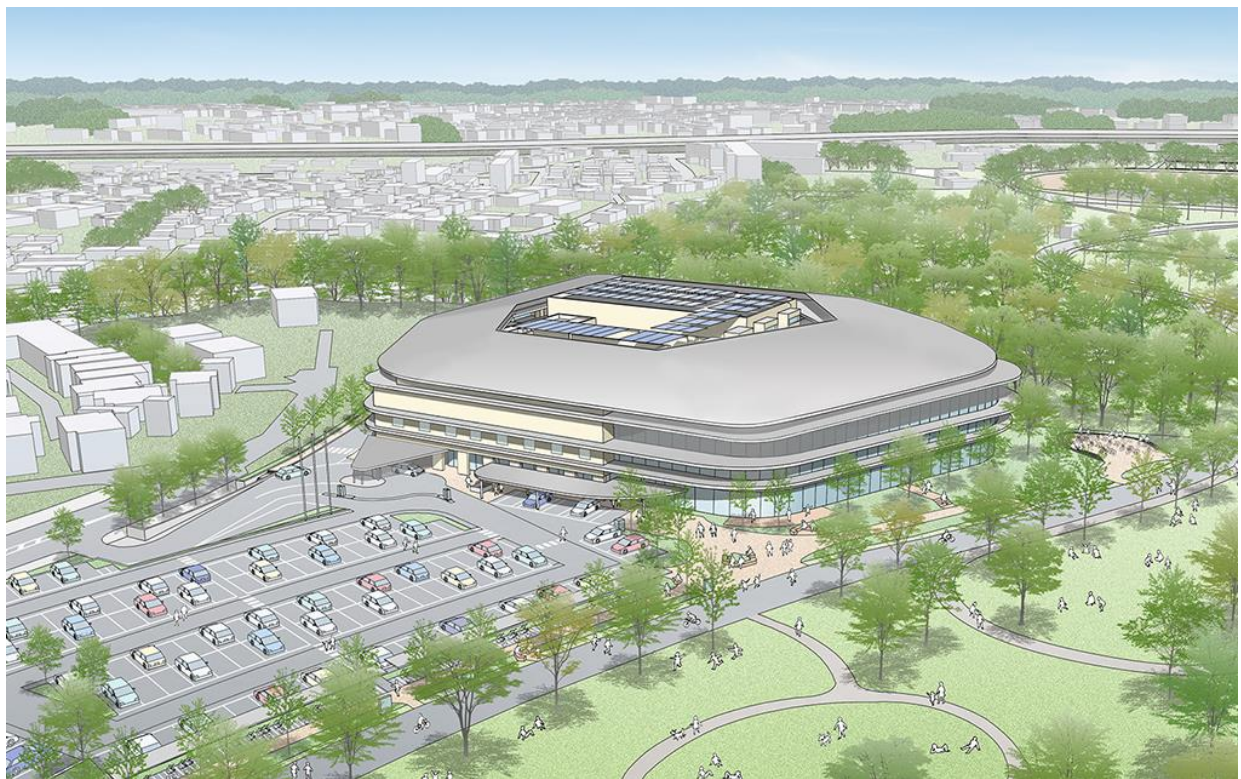
[緑の中の情報拠点]

- ・青葉の森公園の緑と調和した施設
- ・公園内の緑を眺めてリフレッシュしながら利用できる空間
- ・緑の中の書斎にいるような心地良い感覚で、多様な活動が可能な情報拠点



新千葉県立図書館・県文書館複合施設建築工事

基本設計の概要



※外観イメージ。計画している内容については、今後変更になる可能性があります。

令和5年6月
千葉県

目 次

1	施設計画概要	1
	(1) 施設整備の概要	
	(2) 立地環境	
	(3) 土地利用・配置計画	
	(4) 施設の特徴	
2	建築計画概要	2
	(1) 部門配置図	
	(2) 平面計画	
3	構造計画概要	6
	(1) 構造計画方針	
	(2) 構造設計方針	
4	設備計画概要	6
	(1) 電気設備計画の特色	
	(2) 機械設備計画の特色	
5	事業スケジュール	6

1 施設計画概要

(1) 施設整備の概要

新千葉県立図書館では、県立図書館3館体制を見直し、新しい県立図書館1館に資料と人的資産を集約することで、業務の効率化を図りながらサービス向上を目指します。その運営方針として、県内図書館の中核としての役割、子どもの読書活動推進センター機能、課題解決支援図書館機能、千葉県に関する資料や情報の蓄積・継承、すべての県民が利用しやすく快適な社会教育施設の5つを掲げます。

併設される千葉県文書館は、歴史的に重要な公文書や古文書等資料の収集・整理・保存、県民への情報提供及び情報発信、市町村への知識の伝達・共有の機能と役割を担います。

また、新千葉県立図書館・県文書館複合施設として、図書館・文書館・博物館連携をはじめとする相互連携による機能強化とサービス向上を目指しています。「文化情報資源の集積と活用を通じて、知の創造と循環を生み出し、光り輝く千葉県の実現に貢献する」という基本理念の実現に向けて、千葉県の新たな知の拠点にふさわしい施設の整備を行います。

(2) 立地環境

本敷地は、文化・スポーツ・自然が調和した多機能公園として整備されている青葉の森公園内で、西側に県立博物館、南西に芸術文化ホールがあります。南を中心に三方向には公園の緑が広がり、北側は住宅地となっています。

アクセスは、京成千葉寺駅から徒歩20分、又は千葉駅からバスで「中央博物館」で下車し徒歩10分です。車では、千葉東金有料道路千葉東ICより約6分、京葉道路松ヶ丘ICを降り約10分です。



*地理院タイルに駅名等を追記

図1 計画地の位置

(3) 土地利用・配置計画

公園内の園路を主な動線とし、車両は前面道路(本町星久喜町線)からの出入口を計画します。

利用者の安全性に配慮し、敷地西側へ駐車場をまとめて配置しつつ、道路から公園へ続く歩行者・自転車の動線も計画します。

建物は、公園への眺望を考え、緑が広がる里の森側に配置します。エントランスは、駐車場や公園内からアクセスしやすい南西側に設けます。



*地理院タイルに測量結果等を追記

図2 配置イメージ

(4) 施設の特徴

① 緑の中の情報拠点

- 青葉の森公園、近隣住宅地の景観等に配慮し、建物は低層で屋根型を持つ形態とします。
- 閲覧室は公園を見通せる場所に配置し、建物内と公園が視覚的につながるよう配慮します。また、3階の閲覧スペースは、青葉の森公園の景観を享受できる空間としています。
- 約270万冊を保存できる収蔵能力を確保するとともに、自動化書庫等を設置し、効率的な管理をします。
- エレベーター等を設置し上下階の移動に配慮しています。バリアフリートイレや授乳室・子どもトイレなどを設け、安全で安心な利用しやすい施設とします。

② 文化情報資源を活用した知の創造と循環

- 個人からグループ利用、閲覧からレファレンスまで多様な場の閲覧スペースを設けます。
- 県民が、図書館や文書館の資料を活用して調査研究活動を行い、その調査研究活動の成果を発表することができるプレゼン・セミナースペースを設置します。

③ 持続可能な施設

- 建物本体の高断熱化や庇による日射負荷低減、環境負荷に配慮した電気・機械設備等の導入により、ライフサイクルコストの低減を図り、ZEB Ready*¹相当の施設とします。

*1 現行の省エネルギー基準値から、省エネのみで一次エネルギー消費量を50%以上削減できるよう設計された建築物

2 建築計画概要

(1) 部門配置図

- 利用エリアと業務・保存エリアを明確に区分し、利用しやすい施設とします。
- 1階のエントランスに面して、研修室、展示室、資料デジタル化作業室／プリントアウトルームを配置することで、各室を利用しやすくします。
- 1階の持出防止ゲート内に総合サービスゾーン・障害者サービスコーナー・子どもの読書活動推進センターを配置し、2、3階へのアクセスが容易な一般利用者の階段・エレベーター等を計画します。
- 2階には、一般資料ゾーン、千葉県資料ゾーン、公文書・古文書ゾーンを計画します。
- 3階には、閲覧スペースを計画します。

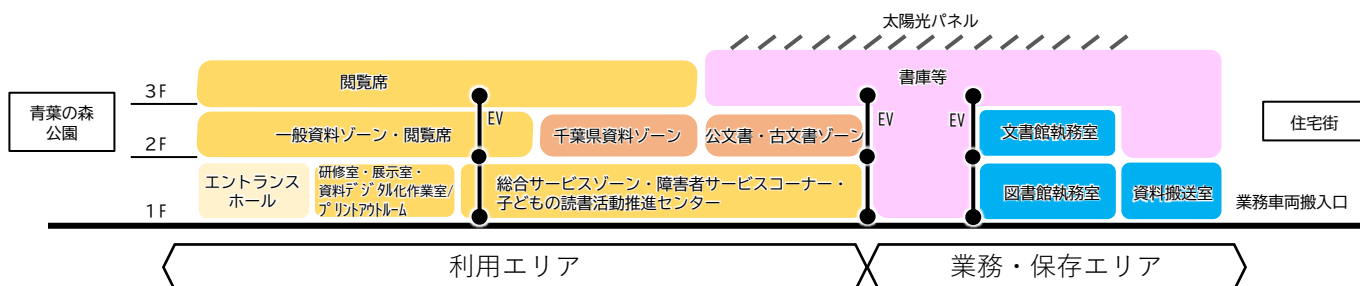


図3 断面イメージ

(2) 平面計画

1階

公園と一体化したエントランスを起点に配置された研修室や展示室等と、乳幼児連れや障害のある利用者などが利用しやすいアクセスの良い空間



(上) 図4 1階内観イメージ

(下) 図5 1階平面図



(2) 平面計画

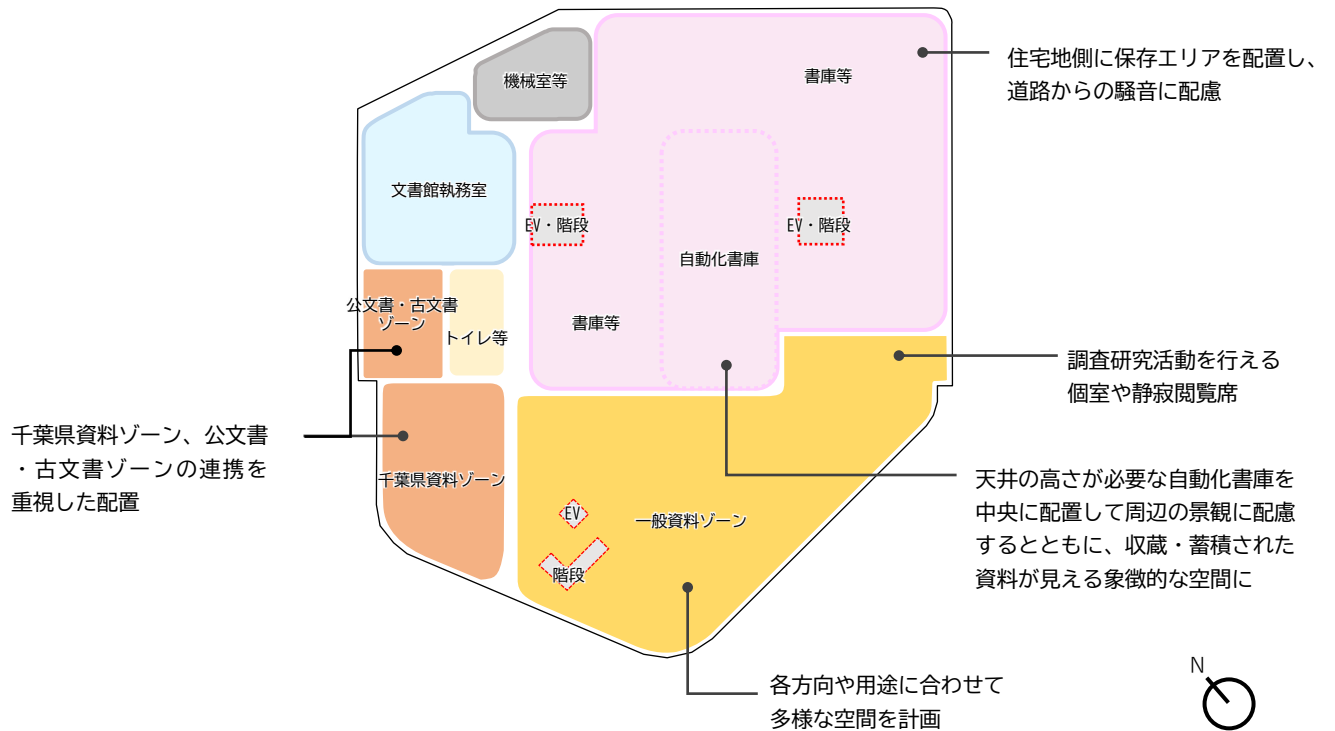
2階

一般資料ゾーン、千葉県資料ゾーン、公文書・古文書ゾーンを配置し、知識の集積と新たな知を創造するメインフロア



(上) 図6 2階内観イメージ

(下) 図7 2階平面図



(2) 平面計画

3階

南側に広がる四季折々の公園の景観を享受できる多様な閲覧スペースと
保存に特化した北側エリア

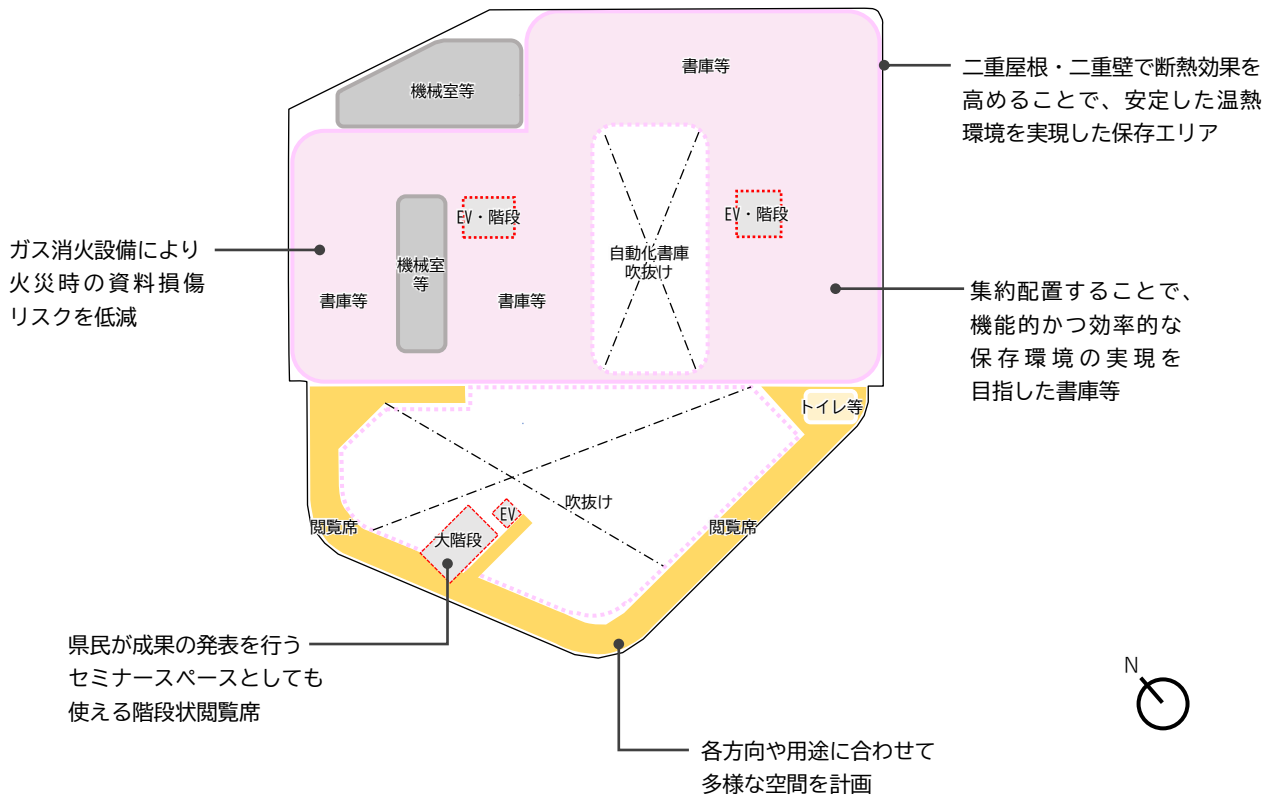


図8 3階西側内観イメージ



(上) 図9 3階東側内観イメージ

(下) 図10 3階平面図



3 構造計画概要

(1) 構造計画方針

ア 耐震性能

建物の機能・規模に配慮し、耐震安全性の分類におけるⅡ類*2同等以上の耐震性能を確保できる免震構造とする。

イ 耐風性能

建築基準法・同施行令により定められた計算に基づき、100年に1度発生する強風に対して、建築物の安全性を確保する。

ウ 耐久性能

建物の計画供用期間として80年を想定し、経年や環境条件に拠る影響に対して、十分な耐久性を確保できるものとする。

*2 大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるもの。(出典：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準令和3年版)

(2) 構造設計方針

供用期間80年の中で、使われ方、需要の変化が生じることが想定されるため、容易に改修が可能なシンプルで汎用性の高い施設とし、貴重な資料を収蔵する図書館・文書館であることや、来館者が安全・安心に訪れることができる施設を目指し、免震構造として計画する。

敷地面積：18,500㎡程度

延床面積：19,000㎡程度

規 模：地上3階建て塔屋1階

構造形式：免震構造

構造種別：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

構造計画：ラーメン構造

基礎形式：直接基礎

4 設備計画概要

(1) 電気設備計画の特色

ア 照明設備

昼光利用を行い、照明エネルギーを削減し、閲覧席は手元と空間全体の明るさを確保しながら省エネルギーを図る。

イ 発電設備

非常用発電機を設け、非常時に連続24時間程度の電源供給が行える施設とする。太陽光発電パネルを設置し、再生可能エネルギー利用を行う。

ウ 電気自動車充電設備

利用者用に急速充電器を敷地内駐車場に設置し、充電用電力を安全且つ安定的に供給可能な施設を目指す。

(2) 機械設備計画の特色

ア 空調設備

2050年カーボンニュートラルを考慮して省エネ、省CO₂を実現可能な熱源システムとする。また、図書館・文書館の機能維持に必要な温湿度、空気質を適切に管理できる空調システムとする。

イ 給排水設備

節水型の器具を利用し、水資源の有効利用を図る。給水方式は受水槽加圧給水方式として、屋内配置する。

5 事業スケジュール

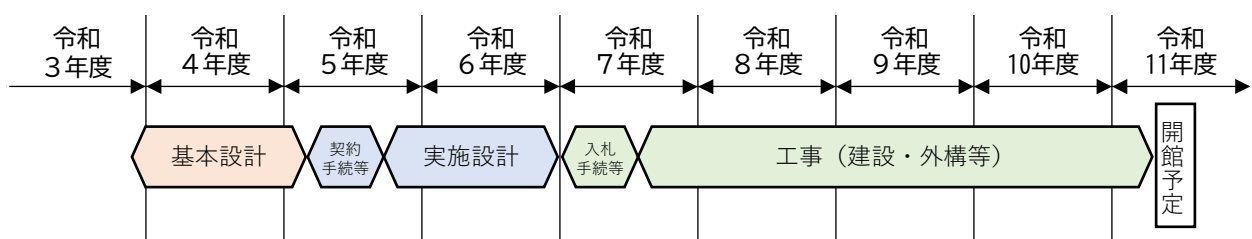


図11 ロードマップ

千葉県読書バリアフリー推進計画の概要

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の規定により、今後5年間の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な方針・施策を定めようとするもの。

2 計画の位置付け

全ての人々が等しく読書活動を行うことができる環境を整備することを目指し、県の読書バリアフリー推進に係る施策を総合的に推進するための指針。

3 計画の期間 令和5年度から令和9年度まで

4 計画の対象

視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む）について、視覚による表現の認識が困難な者。

第2章 千葉県における現状と課題

○ 居住地域による視覚障害者等向けサービスの差異、情報提供の不足。

- ・図書館で視覚障害者等向けサービスを実施：県立及び38/54市町村（R4年度）
- ・国立国会図書館視覚障害者等用データダウンロードサービスまたはサピエ図書館※1の利用（特定電子書籍※2の活用）：県立及び13/54市町村（R4年度）

※1：視覚障害者情報総合ネットワーク。視覚障害者等に点字、録音図書等を提供。

※2：著作権法の規定により、著作権者の許諾を得ずに製作できる視覚障害者等向けの電子書籍

- ・市販の電子書籍配信サービスの導入：県立未導入、市町村18/54（R4年度）
- ・障害者サービス※の利用登録者：2,856人（身障者手帳所持者（視覚・肢体）の2.9%）（R3年度）

※視覚障害等のほか、聴覚障害、知的障害等の図書館利用困難者を含む障害者サービス全般

○ アクセシブルな書籍等※の供給及び製作人材の確保。

※視覚障害者等が利用しやすい点字書籍、拡大図書及び録音電子書籍等

- ・自館製作の視覚障害者等向け書籍等のデータを国立国会図書館に提供：県立及び3/54市町（R4年度）
- ・音訳者・点訳者等の高齢化等による次世代の担い手の不足。

○ 学校における公立図書館との連携体制、アクセシブルな書籍等の不足。

- ・公立図書館等と連携：小学校83.3%、中学校52.8%、高校73.6%、特支44.9%（R2年度）
- ・アクセシブルな書籍等の所蔵：

大活字図書 小学校16.8%、中学校17.9%、高校10.9%、特支11.2%（R2年度）

マルチメディアデザイン図書※ 小学校0.4%、中学校0.0%、高校0.0%、特支17.8%（R2年度）

※音声・テキスト・画像を組み合わせた障害者等用電子書籍

○ 障害の種類・程度に応じたサービスの多様化。

- ・従来のサービスは、視覚障害者を主対象。
- ・読字障害や重複障害（視覚障害・肢体不自由等）で活字による読書が困難な方への対応が不足。

第3章 基本的な方針

- 1 居住地域に関わらず、誰もが等しく読書活動ができる環境の整備
- 2 アクセシブルな書籍等の利用機会の拡充
- 3 アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上
- 4 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じたサービスの充実

第4章 施策の方向性と取組

1 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備（法第9条関係）

(1) 円滑な利用のための支援の充実

- ・視覚障害者等向けサービスの利用案内・情報発信の強化 【県・全ての図書館等】
 （県立図書館に相談窓口開設⇒障害の種類・程度に応じた最適なサービスを案内）
 （県で案内リーフレットを整備⇒市町村の相談機能を強化）
- ・各学校の公立図書館との連携強化、利活用体制の整備（アクセシブルな書籍の借り受け等）【各学校】
- ・アクセシブルな書籍による学齢に応じた読書活動の充実 【特別支援学校等】
- ・読書バリアフリー関係者会議の設置による連携強化 【県・県教育委員会】
- ・市町村の読書バリアフリー推進計画策定支援 【県教育委員会】

(2) アクセシブルな書籍等の充実

- ・アクセシブルな書籍等の収集、貸出の充実 【全ての図書館等】
 （自館で未所蔵の資料については、県立図書館・点字図書館等他機関の資料等を活用）

指 標	視覚障害者等向けサービスを資料により案内できる市町村	1 8市町村→全市町村
	公立図書館と連携している学校	7 1. 2%→1 0 0%
	市町村の読書バリアフリー推進計画策定率	1 市町村→2 0市町村程度

2 インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（法第10条関係）

- ・国立国会図書館等の視覚障害者等向け電子書籍の活用の充実 【全ての図書館等】
- ・オンライン対面朗読等のネットサービスの充実 【全ての図書館等】
- ・一般電子書籍やオーディオブックの配信サービスの導入検討 【県立及び市町村図書館等】
- ・自館製作の視覚障害者等向け電子書籍の国立国会図書館等への提供の充実 【各図書館】

指 標	国立国会図書館等の特定電子書籍の活用市町村	1 3市町村→2 0市町村
--------	-----------------------	---------------

3 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（法第11条関係）

- ・視覚障害者等向け書籍等の製作に携わる市町村立図書館やボランティア団体等への情報提供、技術指導の充実 【県立図書館】

指 標	自館製作の視覚障害者等向け電子書籍の 国立国会図書館等へのデータ提供	3 市町村→6 市町村
--------	---------------------------------------	-------------

4 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援（法第14条、15条関係）

- ・視覚障害者等の情報機器の購入に関する補助制度等の情報提供の充実 【全ての図書館等】
- ・障害の種類・程度に応じたアクセシブルな書籍等の利用に関する案内の充実
 （読書支援機器の購入・利用方法、インターネットを通じた電子書籍の利用方法等）
 【県・県立図書館・点字図書館等】

指 標	端末機器等及びこれに関する 情報入手の関連講座受講者数（県立）	7 8人→1 3 0人
--------	------------------------------------	-------------

5 製作人材・図書館サービス人材の育成等（法第17条関係）

(1) 司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上

- ・市町村立図書館職員への研修等を通じた視覚障害者等向けサービスの充実 【県立図書館】
- ・点字や音声・テキストへの翻訳に関する教員の資質向上 【特別支援学校等】

(2) 点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成

- ・各種養成講座の充実（高校生・大学生向け体験講座等による裾野拡大） 【県・県立図書館】

指 標	音訳者等の養成講座等の受講者数 （県・県立）	延べ1 6 1人→1 9 0人
--------	---------------------------	-----------------